

健康福祉委員会 令和5年5月26日
福祉部 資料8番
所管 介護保険課 障害福祉課

物価高騰に伴う介護・障害福祉サービス事業所及び施設に対する支援について

## 1 事業の名称

- (1) 物価高騰等における介護サービス事業所・施設に対する支援金
- (2) 物価高騰等における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援金

## 2 目的

介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等が急激な物価の高騰の影響を受けて要した経費の一部を支援金として支給することにより、区内の介護及び障害福祉サービス提供体制を維持することを目的とする。

## 3 支給金額及び対象経費

サービス種別	支給金額	対象経費
入所系サービス	定員1名につき25,000円	光熱水費、食材料費
通所系サービス	定員1名につき14,000円 (食事あり)	光熱水費、食材料費
	定員1名につき12,000円 (食事なし)	光熱水費
訪問系サービス	1事業所50,000円	光熱水費

※入所系サービス：特別養護老人ホーム、老人保健施設、施設入所支援等

※通所系サービス：通所介護、生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービス等

※訪問系事業所：訪問介護、訪問看護、居宅介護等

## 4 対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで